## 4.4 処分の制限 (交付要綱第17条参照)

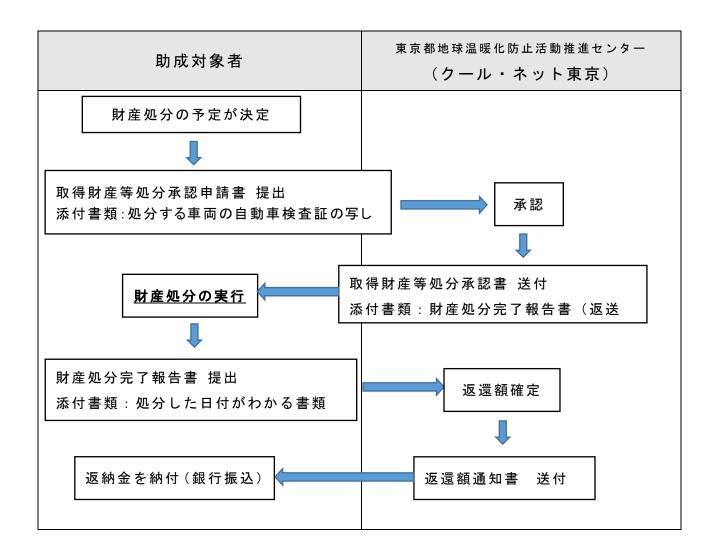
(1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。 処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡(売却、下取り、廃車のための引渡)	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更(解約後の譲渡・廃車を含む)	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

(2) 本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分		処分制限期間 (初度登録日から 起算)
電気	〔自動車	4 年
プラグインハイブリッド ・ハイブリッド自動車	総排気量3%以上	5 年
	総排気量2次超3次未満	4 年
	総排気量2%以下	3 年

- (3) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。
  - ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロード できます。
  - 承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
  - ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
  - ・承認申請書の到達から承認通知まで1~2週間程度かかります。承認申請書 に記載する「処分の予定日」は、提出日から2週間以上空けてください。
  - ・承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



(4) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。 クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に 基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

経過期間は、初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日) までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月 10日までは 1か 月目、翌月 11日からは 2か月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。(例: 電気自動車は 48ヶ月) ただし、以下の場合は、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。なお、処分承認後に免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能とな	・自治体発行の罹災証明書
り抹消処分する	・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明
	・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載された
	もの)
過失の無い事故により走行	・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書
不能となり抹消処分する	・申請者の過失がゼロであることを証明する示談
	書、損害賠償確認書等
	・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明
	・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載された
	もの)
リース貸与先変更(新貸与	・リース解約・承継が確認できる書類
先が一般乗用旅客自動車	・中古リース料金を減額したうえで、そのこと
運送事業者であり、使用	を証明した「貸与料金の算定根拠明細書」
の本拠の位置が引き続き	・新貸与先が助成要件を満たすことの確認書類
都内等の助成要件を満た	
す)	
その他クール・ネット東京	・クール・ネット東京が指定する書類
が特に認める場合	